

調理師法施行規則附則第3項第7号に規定された調理師試験の受験資格に係る学力認定要領

1 目的

この要領は、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第3項第7号の規定に基づく調理師試験の受験資格に係る学力認定要件を定めるものである。

2 審査対象者

学校教育法（昭和22年法律第26号）による各種学校として都道府県知事によりその設置を認可されている外国人学校の中等部を修了した者、若しくは学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条第1号で規定する「外国において、学校教育における9年の課程を修了した者」を満たしていない者で埼玉県調理師試験の受験資格を得ようとする者

3 審査方法

審査対象者からの認定申請書等により、個別に審査を行う。

4 申請受付期間

毎年の調理師試験受験申請期間を考慮し、ホームページで公表する。

5 申請先・申請方法

申請者本人が埼玉県保健医療部保健医療政策課に持参若しくは簡易書留で郵送すること。

なお、持参する場合には必ず電話予約の上、申請時には写真付きの身分証明書を持参すること。

6 認定申請書類

以下の書類を各1部提出すること。なお、収受の確認が必要な場合には別途、以下の書類の写しを用意すること。

(1) 都道府県知事によりその設置を認可されている外国人学校の中等部を修了した者

ア 認定申請書（埼玉県指定様式）

イ 履歴書（埼玉県指定様式）

ウ 最終学校卒業（修了）証明書（原本とする。写し不可）

なお、外国人学校の中等部を修了した後、学校教育法による各種学校その他これと同等以上と認められる教育施設に在学の経験がある者は、当該外国人学校の修了証明書及び当該各種学校その他これと同等以上と認められる教育施設の在学年数の証明書とする。

エ 日本国籍を有しない者は住民票の写し（国籍の記載のあるもの）

当該住民票の写しは以下のものとする。

- ・住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項が示されたもの
- ・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載した事項が示されたもの
- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載した事項が示されたもの

オ 出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者は、旅券その他の身分を証する書類の写し

カ 返信用封筒（84円切手を貼り、送付先を記入したもの）

（2）外国において、学校教育における9年の課程を修了していない者

ア 認定申請書（埼玉県指定様式）

イ 履歴書（埼玉県指定様式）

ウ 学校教育法施行規則第95条第2号から第5号のいずれかを満たす証明書（原本とする。写し不可）

- ・第2号 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ・第3号 文部科学大臣の指定した者
- ・第4号 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- ・第5号 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

エ （2）ウの証明書を提出できない場合は、外国における最終学校卒業（修了）証明書

オ 日本国籍を有しない者は住民票の写し（国籍の記載のあるもの）

当該住民票の写しは以下のものとする。

- ・住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項が示されたもの
- ・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者は、住民基本台帳法第30条の45に規定す

る国籍等を記載した事項が示されたもの

- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載した事項が示されたもの

カ 出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者は、旅券その他の身分を証する書類の写し

キ 返信用封筒（84円切手を貼り、送付先を記入したもの）

7 認定申請書類に関する注意事項

(1) 履歴書

- ア 学歴は日本の小学校に該当する学校から最終学校卒業（修了）まですべて記載し、年次の記載はすべて西暦とする。
- イ 職歴についてもできるだけ詳細に記入し、年次の記載は学歴と同様とする。
- ウ 写真は申請日前から6か月以内に脱帽正面で撮影した縦4cm×横3cmのものを所定の欄に貼り付けること。
- エ 日本語で記入すること。

(2) 最終学校卒業（修了）証明書

日本語で記載された証明書とする。

附 則

この要領は平成27年5月18日から施行する。

附 則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年4月1日から施行する。